

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	武豊町 23447
地域名 (地域内農業集落名)	富貴市場地区 (富貴市場集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	11 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9 ha
② 田の面積	8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	未定 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	不明 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

家庭菜園農家が多く点在し、将来の担い手は少ない地域。しかし、法人等の大規模耕作者が参入しており、離農による農地が空いた際には、効率よく集積・集約化を行っていくことが課題である。
また、住宅地が近く、大規模農業を行いにくい土地柄であることから、将来の担い手確保のためには、半農半Xや、兼業農家のような小規模農家の育成や誘致に努め、小さな農地を如何に活用していくかも課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水田地帯では集約がしやすいため、担い手農家(中心経営体)へ集約を進め、主要米の栽培、また加工用米の栽培も進め、米農家の経営安定を図る。
農福連携を行う耕作者が中心経営体としており、地域ぐるみで圃場の拡大や、作業がしやすい環境・圃場作りに努めると共に、付加価値のある農作物の栽培を行う。
点在する耕作放棄地や、小さな圃場については、半農半Xや、兼業農家のような小規模農家の育成や誘致に努め、小さな農地の活用の在り方を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(中心経営体)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農地利用を進める。また目標地図内の「今後検討農地」や「担い手農地」についての集積については、都度検討し、目標地図の達成に支障を生じない場合は新規の担い手(小規模農家(半農半Xや兼業農家))への貸出も積極的に行う。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	41 %	将来の目標とする集積率	60 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

目標地図を基に集積を進めつつ、地域内・地域外から希望する担い手や新規就農者を受入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、農地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来的には地域全体を農地バンクに貸し付けるよう、集積を進める。

また、集約する際は、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

貸し借りの際には農地利用最適化推進委員や地域と調整し、所有者の貸付意向時期や条件に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の大区画化は担い手が利用しやすいように、集積の都度、畦の撤去等、地主と検討する。

また、地域に富貴管理区保全会があり、排水路等の農業施設の長寿命化や草刈り等の保全管理を地域一体となって行っていることから、現時点では問題や支障はない。

引き続き保全会の活動を実施していく、施設の老朽化等に取組み、営農に支障が出ないよう地域一体となって取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

基本は目標地図に記載の中心経営体が地域を担っていくが、将来の担い手確保のため、地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。

また農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業や耕起・稲刈り等、農協のサービスや町の農作業マッチング事業を利用し、作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②有機農業が行いやすいよう集積を行い、有機農業の集団化を目指す。また農福連携の圃場も多く、活動しやすいように地域として環境整備に取り組む。

⑦耕作放棄地化の潜在的不安を抱える畠地等について、新たな耕作者を誘致、集約化に取り組む。また、多面的事業の活用を続け、富貴管理区保全会の活動を続ける。

⑩住宅地が近く、大規模農業を行いにくい土地柄であることから、担い手確保のためには、半農半Xや、兼業農家のような小規模農家の育成や誘致に努め、小さな農地の活用の在り方を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示
認農		水稻	0.23 ha	0 ha	水稻	未定 ha	0 ha	A2
認農		水稻	1.69 ha	0 ha	水稻	未定 ha	0 ha	A4
利用者		水稻・露地	0.15 ha	0 ha	水稻・露地	未定 ha	0 ha	A10
認就		水稻・果樹	0.23 ha	0 ha	水稻・果樹	未定 ha	0 ha	A14
認農・法		大豆・水稻	1.78 ha	0 ha	大豆・水稻	未定 ha	0 ha	B9
利用者・法		露地・小麦・水稻	0.32 ha	0 ha	露地・小麦・水稻	未定 ha	0 ha	B24
計	6経営体		4.4 ha	0 ha		0 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。